

生活困窮者自立支援制度について

平成26年11月11日

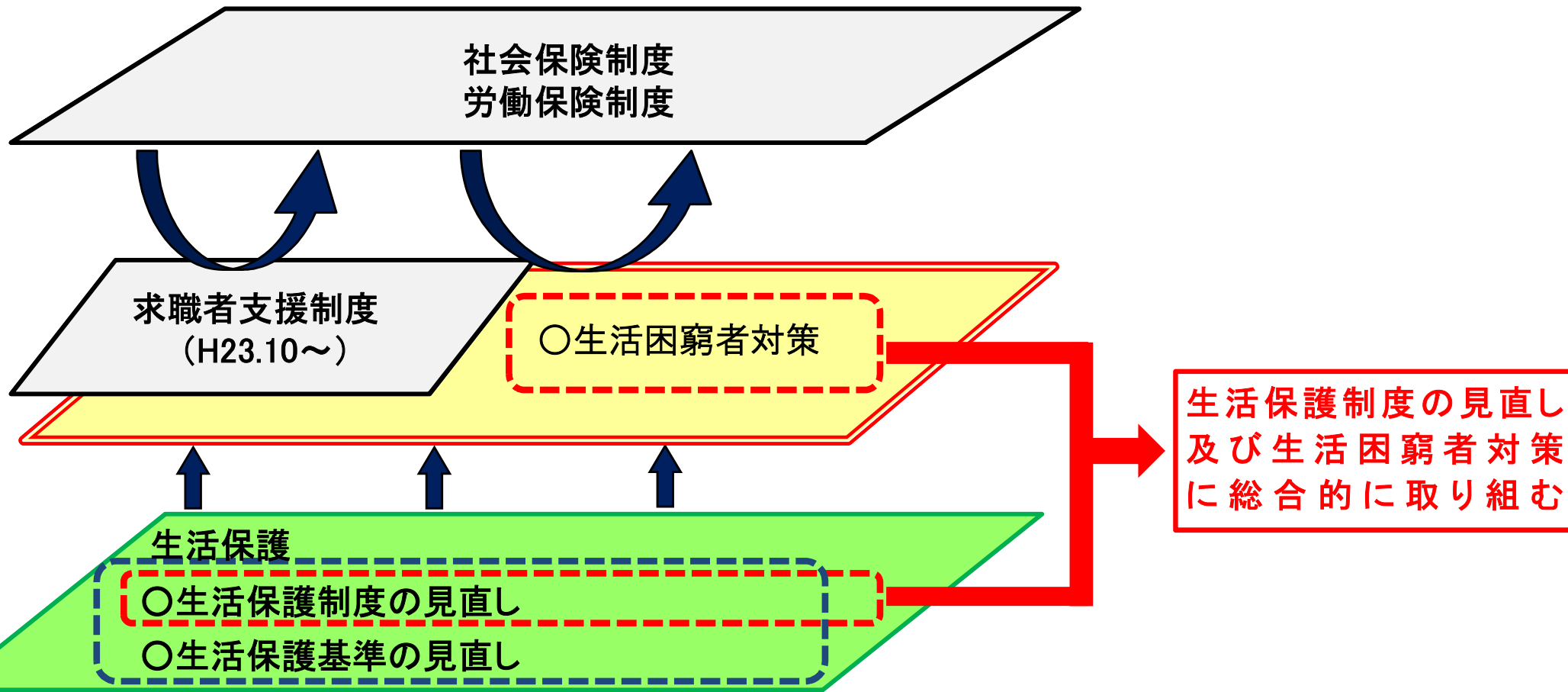
厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室

生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。

【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】



【社会保障制度改革推進法】(平成24年法律第64号) 抜粋

(生活保護制度の見直し)

附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）
 - 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
 - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
 - 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。
2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）
 - 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業
3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定
 - 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき「一定の基準に該当する事業であることを認定」する。
4. 費用
 - 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3／4
 - 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2／3
 - 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1／2

施行期日

平成27年4月1日

新たな生活困窮者自立支援制度

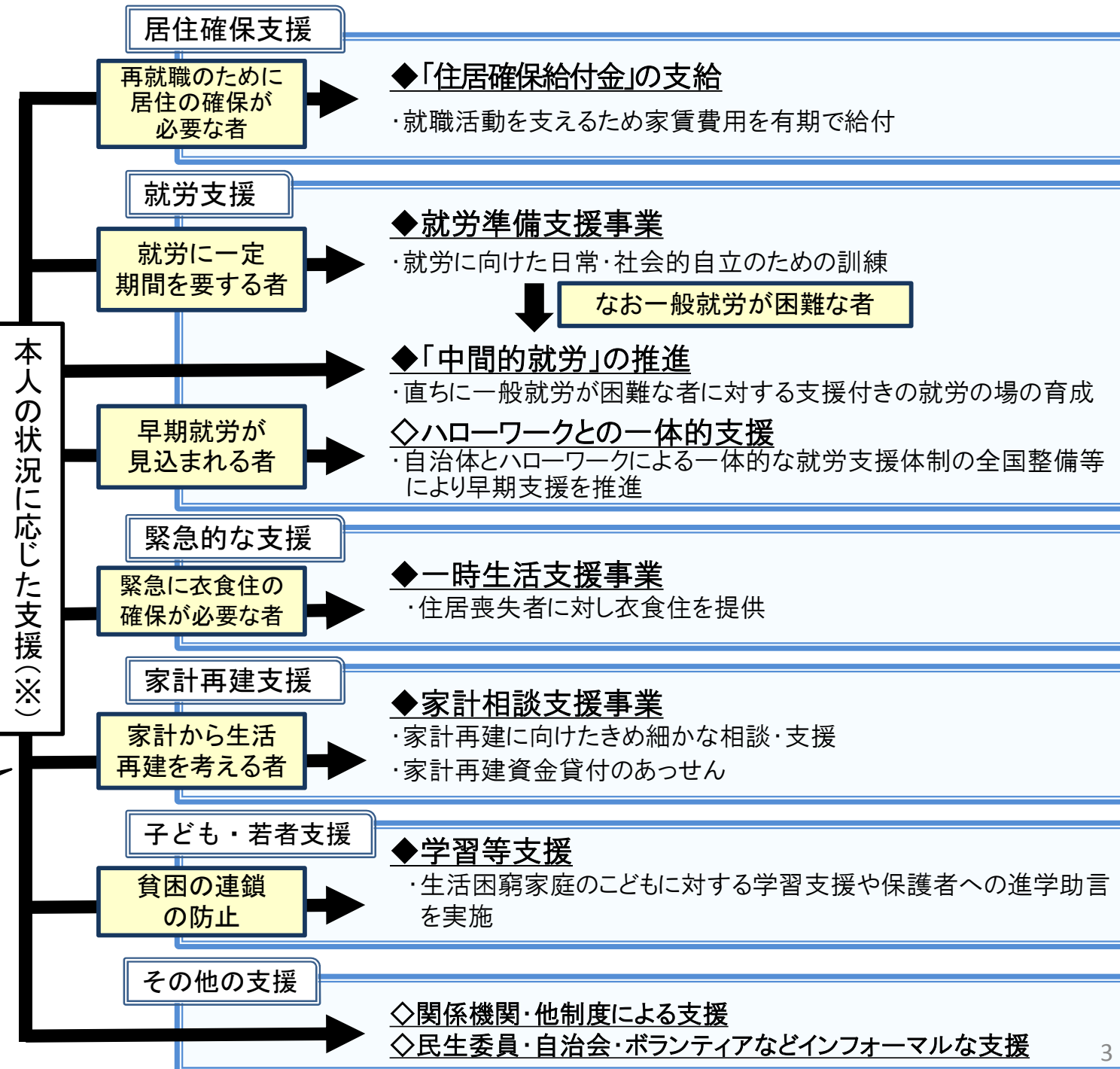
包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

- ・訪問支援（アウトリーチ）も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う

基本は現金給付ではなく自立に向けた人的支援を、有期により提供

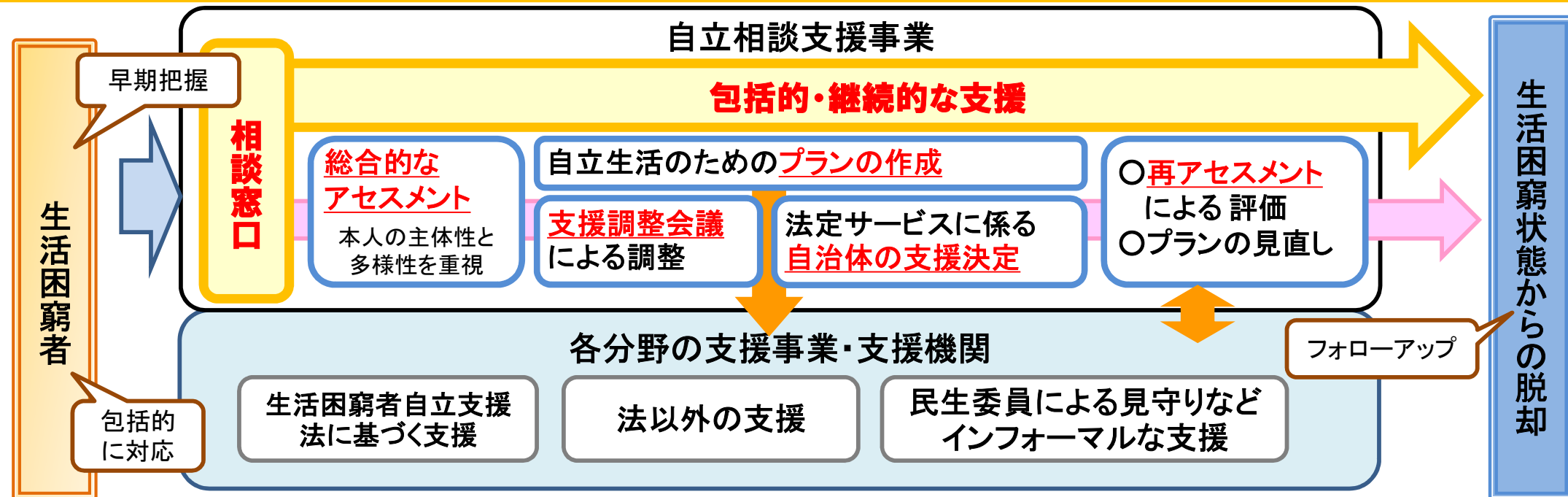
※ 右記は、法に規定する支援（◆）を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援（◇）があることに留意



自立相談支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。行政は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

家計相談支援事業について

事業の概要

- 福祉事務所を設置する都道府県又は市町村は、家計相談支援事業を任意で実施。家計相談支援事業は、家計表等を活用し、家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、相談者の状況に応じた支援プランを作成。具体的な支援業務として、
 - ① 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
 - ② 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
 - ③ 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
 - ④ 貸付のあっせん 等を行う。
- 福祉事務所設置自治体が直接実施するほか、地域の社会資源の状況に応じて社会福祉協議会や消費生活協同組合等の貸付機関等に委託が可能。

支援の視点

相談者自身が課題が見えるようになる支援

- ①家計の状況の「見える化」と根本的な課題の把握

ともに目標を設定し、家計の再生に向けて歩き出す支援

- ②家計支援計画の作成と必要な支援の調整

相談者が自ら家計管理を続けていくことの支援

- ③家計の状況のモニタリングと出納管理の支援

一体的・総合的かつ継続的に実施し、相談者が自ら家計を管理できるようになることを支え、早期の生活の再生を支援

支援の具体的効果

自分の家計の状況に対する気づきと理解

家計を再生しようとする意識の高まり

具体的な家計の再生の方針や支援の見通しの作成

・相談者が自ら家計を管理できるようになる
・家計が安定化する

再び困窮状態になることの予防

就職活動の円滑化

税等の滞納の解消

効果的な貸付の実施

期待される効果

- 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。

平成26年度生活困窮者自立促進支援モデル事業実施自治体

(H26.9.9現在)

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業				
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他
1	北海道	北海道	4月	○	○	—	—	—	—
2		札幌市	4月	○	○	○	○	—	—
3		小樽市	11月	○	—	—	—	—	—
4		旭川市	4月	○	○	○	—	○	—
5		室蘭市	10月	○	—	—	—	—	—
6		釧路市	4月	○	○	○	—	—	—
7		帯広市	7月	○	—	—	—	—	—
8		北見市	10月	○	○	—	—	—	—
9		岩見沢市	4月	○	○	○	—	○	—
10		網走市	10月	○	—	—	—	—	—
11		稚内市	4月	○	—	—	—	—	—
12		富良野市	10月	○	—	—	—	—	—
13		北広島市	10月	○	—	—	—	—	—
14	青森県	青森県	4月	○	○	—	—	—	—
15		五所川原市	7月	○	—	—	—	—	—
16	岩手県	岩手県	4月	○	○	○	○	—	—
17		大船渡市	10月	○	—	—	—	—	—
18		花巻市	4月	○	○	—	○	—	—
19		北上市	10月	○	○	—	○	—	—
20		遠野市	10月	○	—	—	○	—	—
21		一関市	10月	○	—	—	○	—	—
22		二戸市	4月	○	—	—	—	—	—
23	宮城県	宮城県	4月	○	○	○	—	—	—
24		仙台市	4月	○	○	—	—	—	—
25		岩沼市	4月	○	—	—	—	○	—
26		東松島市	4月	○	—	—	—	—	—
27	秋田県	湯沢市	4月	○	○	○	—	○	—
28	山形県	山形県	6月	○	—	—	—	—	—
29		山形市	4月	○	—	—	—	—	—
30		米沢市	4月	○	○	—	—	—	—

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業				
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他
31	福島県	福島県	4月	○	—	—	—	—	—
32		福島市	10月	○	—	—	—	—	—
33		会津若松市	4月	○	○	—	—	—	—
34		郡山市	10月	○	—	—	—	—	—
35		須賀川市	10月	○	—	—	—	—	—
36		茨城県	6月	○	—	—	—	—	—
37	栃木県	栃木県	4月	○	○	○	○	○	—
38		宇都宮市	6月	○	—	—	—	○	—
39		栃木市	4月	○	—	—	—	○	—
40		日光市	4月	○	—	—	—	○	—
41	群馬県	群馬県	5月	○	—	—	—	—	—
42		前橋市	4月	○	—	—	—	○	—
43	埼玉県	埼玉県	11月	○	○	○	○	○	○
44		さいたま市	5月	○	○	—	○	—	—
45		川越市	4月	○	—	—	○	—	—
46		越谷市	6月	○	—	—	—	—	—
47		所沢市	10月	○	—	—	—	—	—
48		戸田市	10月	○	—	—	○	—	—
49	千葉県	和光市	7月	○	○	—	○	—	—
50		千葉県	10月	○	—	—	—	—	—
51		千葉市	4月	○	○	—	○	—	—
52		船橋市	4月	○	—	—	—	—	—
53		野田市	4月	○	—	—	○	○	—
54		佐倉市	4月	○	○	—	○	—	—
55		柏市	4月	○	○	—	○	—	—
56		鴨川市	4月	○	—	—	—	—	—
57		富津市	4月	○	—	—	—	—	—
58		浦安市	5月	○	—	—	—	—	—
59		香取市	4月	○	○	—	○	—	—
60		八街市	10月	○	—	—	—	—	—

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業				
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他
61	東京都	港区	1月	○	○	—	○	—	—
62		新宿区	9月	○	—	—	—	—	—
63		世田谷区	4月	○	○	—	○	—	—
64		豊島区	6月	○	—	—	—	—	—
65		北区	10月	○	○	—	○	—	—
66		練馬区	4月	○	—	—	○	—	—
67		足立区	4月	○	○	○	○	—	○
68		葛飾区	4月	○	—	—	—	—	—
69		国分寺市	4月	○	—	—	—	○	—
70		国立市	4月	○	—	—	○	—	—
71		狛江市	10月	○	○	—	—	—	—
72		東大和市	6月	○	○	—	○	—	—
73		清瀬市	6月	○	—	—	—	—	—
74	神奈川県	神奈川県	4月	○	—	—	—	—	—
75		横浜市	4月	○	○	○	○	—	—
76		川崎市	4月	○	—	—	○	—	—
77		相模原市	4月	○	○	○	—	—	—
78	新潟県	藤沢市	11月	○	○	—	○	○	—
79		新潟県	4月	○	○	—	○	—	—
80		新潟市	5月	○	○	—	○	—	—
81		長岡市	6月	○	○	—	○	—	—
82		柏崎市	4月	○	○	—	○	—	—
83		燕市	4月	○	○	—	—	—	—
84		妙高市	4月	○	—	—	—	—	—
85		上越市	4月	○	○	—	○	—	—
86		魚沼市	4月	○	—	—	—	—	—

= H25～モデル事業実施

※ 事業開始時期は、自立相談支援事業の開始時期を記載している。

※ 任意事業については、本モデル事業以外の事業により、類似の取組を行っている自治体もある。

No.	都道府県	実施主体名	開始 時期	自立 相談	任意事業				
					就労 準備	就労 訓練	家計 相談	学習 支援	その他
87	富山県	富山県	4月	○	○	○	—	—	—
88		高岡市	10月	○	—	—	—	—	—
89		氷見市	4月	○	—	—	○	—	—
90		砺波市	10月	○	—	—	○	—	—
91		小矢部市	11月	○	—	—	—	—	—
92		射水市	10月	○	—	—	—	—	—
93	石川県	石川県	10月	○	—	—	—	—	—
94		金沢市	10月	○	—	—	—	—	—
95		七尾市	10月	○	—	—	—	—	—
96		小松市	4月	○	○	—	—	○	—
97		加賀市	10月	○	—	—	—	—	—
98		かほく市	10月	○	—	—	—	—	—
99		白山市	4月	○	—	—	○	—	—
100		能美市	10月	○	—	—	—	—	—
101		野々市市	1月	○	—	—	—	—	—
102	福井県	福井県	4月	○	○	—	—	○	—
103	山梨県	山梨市	4月	○	—	—	—	—	—
104	長野県	長野県	4月	○	—	—	—	—	—
105		長野市	4月	○	—	—	—	—	—
106		松本市	4月	○	—	—	—	—	—
107		上田市	4月	○	—	—	—	—	—
108		飯田市	4月	○	—	—	—	—	—
109		伊那市	4月	○	—	—	—	—	—
110	岐阜県	大町市	4月	○	—	—	—	—	—
111		岐阜県	4月	○	○	○	○	○	○
112		各務原市	4月	○	—	—	—	—	—

No.	都道府県	実施主体名	開始 時期	自立 相談	任意事業				
					就労 準備	就労 訓練	家計 相談	学習 支援	その他
113	静岡県	静岡県	10月	○	—	—	—	—	—
114		静岡市	6月	○	○	—	—	○	—
115		浜松市	4月	○	○	—	○	—	—
116		富士宮市	4月	○	○	—	○	—	—
117		御殿場市	6月	○	—	—	○	—	—
118		掛川市	7月	○	—	—	○	—	—
119	愛知県	愛知県	4月	○	—	—	—	—	—
120		名古屋市	6月	○	○	○	○	—	—
121		岡崎市	4月	○	—	—	—	○	—
122		安城市	4月	○	○	○	—	○	—
123		高浜市	4月	○	—	—	—	—	○
124		みよし市	4月	○	—	—	○	—	—
125	三重県	長久手市	4月	○	—	○	—	—	—
126		三重県	7月	○	—	—	—	—	—
127		四日市市	4月	○	○	—	—	—	—
128		伊勢市	4月	○	○	○	—	○	—
129		桑名市	1月	○	—	—	—	—	—
130		名張市	4月	○	○	○	○	○	—
131	滋賀県	志摩市	6月	○	○	○	○	—	—
132		伊賀市	4月	○	○	○	○	○	—
133		滋賀県	4月	○	○	○	—	○	○
134		大津市	4月	○	—	—	○	○	—
135		彦根市	4月	○	○	—	—	—	—
136		近江八幡市	4月	○	○	—	○	—	—
137		草津市	4月	○	○	—	○	○	○
138		栗東市	10月	○	—	—	○	○	—
139		甲賀市	4月	○	—	—	—	—	—
140		野洲市	4月	○	—	—	○	○	○
141		高島市	10月	○	—	—	○	—	○
142		東近江市	4月	○	—	—	○	○	—

No.	都道府県	実施主体名	開始 時期	自立 相談	任意事業				
					就労 準備	就労 訓練	家計 相談	学習 支援	その他
143	京都府	京都府	4月	○	○	—	—	—	—
144		京都市	5月	○	—	—	—	—	—
145		福知山市	10月	○	○	—	—	—	—
146		舞鶴市	10月	○	—	—	—	—	—
147		綾部市	4月	○	—	—	—	—	—
148		宇治市	10月	○	—	—	—	—	—
149		宮津市	4月	○	—	—	—	—	—
150		亀岡市	4月	○	—	—	—	—	—
151		城陽市	10月	○	—	—	—	—	—
152		向日市	10月	○	—	—	—	—	—
153		長岡京市	4月	○	—	—	—	○	—
154		八幡市	10月	○	○	—	—	—	—
155		京田辺市	6月	○	—	—	—	○	—
156		京丹後市	4月	○	○	○	○	○	○
157	大阪府	南丹市	6月	○	—	—	—	—	—
158		木津川市	10月	○	—	—	—	—	—
159		大阪府	4月	○	○	○	○	—	—
160		大阪市	4月	○	○	—	○	○	—
161		堺市	4月	○	—	—	○	—	—
162		豊中市	4月	○	○	○	○	—	—
163		泉大津市	10月	○	—	—	—	○	—
164		高槻市	7月	○	○	—	—	—	—
165		茨木市	4月	○	○	—	—	—	—
166		八尾市	6月	○	—	—	—	—	—
167		箕面市	4月	○	○	—	○	○	—
168		柏原市	4月	○	○	—	○	—	—
169		羽曳野市	12月	○	—	—	—	—	—
170		門真市	4月	○	—	—	—	—	—
171		藤井寺市	4月	○	—	—	—	—	—
172		交野市	10月	○	—	—	—	—	—
173		大阪狭山市	10月	○	—	—	—	—	—

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業				
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他
174	兵庫県	兵庫県	6月	○	○	○	—	—	—
175		神戸市	4月	○	○	—	—	—	—
176		姫路市	4月	○	○	—	—	○	—
177		明石市	4月	○	—	—	○	—	—
178		豊岡市	4月	○	—	—	—	—	—
179	奈良県	奈良県	4月	○	—	—	—	—	—
180		奈良市	4月	○	○	—	—	—	—
181	和歌山県	和歌山県	6月	○	○	○	—	—	—
182		海南市	10月	○	—	—	—	—	—
183		橋本市	10月	○	—	—	—	—	—
184		田辺市	7月	○	○	○	—	—	—
185	鳥取県	鳥取県	4月	○	○	—	—	○	○
186	島根県	島根県	4月	○	○	○	○	—	○
187		浜田市	8月	○	—	—	—	—	—
188		出雲市	8月	○	—	—	—	—	—
189		美郷町	4月	○	—	—	—	—	—
190	岡山県	岡山市	4月	○	—	○	○	○	—
191		倉敷市	10月	○	—	—	—	—	—
192		総社市	4月	○	—	—	○	○	—
193	広島県	広島市	6月	○	—	—	—	—	—
194		福山市	11月	○	—	—	—	—	—
195		廿日市市	10月	○	—	—	—	—	—
196	山口県	山口県	4月	○	—	—	—	—	—
197		下関市	6月	○	○	—	○	○	—
198		山口市	4月	○	○	○	○	—	○
199		長門市	4月	○	○	—	○	—	—
200		周南市	4月	○	○	—	—	—	○
201	徳島県	徳島県	4月	○	○	○	○	—	—
202		美馬市	7月	○	○	○	○	—	—
203	香川県	高松市	6月	○	○	—	—	—	—
204		丸亀市	4月	○	○	○	○	○	—

No.	都道府県	実施主体名	開始時期	自立相談	任意事業				
					就労準備	就労訓練	家計相談	学習支援	その他
205	愛媛県	今治市	4月	○	—	—	—	—	—
206		八幡浜市	4月	○	—	—	○	—	—
207		宇和島市	7月	○	—	—	—	—	—
208	高知県	高知県	4月	○	○	—	○	○	—
209		高知市	4月	○	—	—	—	○	—
210		室戸市	4月	○	○	—	—	○	—
211		安芸市	4月	○	—	—	—	—	—
212		南国市	4月	○	—	—	—	—	—
213		土佐市	4月	○	—	—	—	—	—
214		須崎市	4月	○	—	—	—	—	—
215		土佐清水市	4月	○	—	—	—	—	—
216		香南市	4月	○	—	—	—	○	—
217	福岡県	福岡県	4月	○	—	○	—	—	—
218		北九州市	6月	○	○	—	○	—	—
219		福岡市	4月	○	—	—	—	—	—
220		小郡市	10月	○	—	—	—	—	—
221		筑紫野市	4月	○	○	—	—	—	—
222		うきは市	7月	○	○	—	○	○	—
223		糸島市	11月	○	—	—	—	—	—
224	佐賀県	佐賀県	8月	○	○	—	○	○	—
225		佐賀市	4月	○	○	○	—	○	—
226	長崎県	長崎県	6月	○	—	—	—	○	—
227		長崎市	4月	○	—	—	○	—	—
228		佐世保市	4月	○	—	—	—	—	—
229		壱岐市	10月	○	—	—	—	—	—
230	熊本県	熊本県	4月	○	—	—	—	—	—
231		熊本市	4月	○	○	—	—	○	—
232		水俣市	4月	○	—	—	—	—	—
233		菊池市	4月	○	○	—	○	—	—
234		宇土市	6月	○	—	—	—	—	—

No.	都道府県	実施主体名	開始 時期	自立 相 談	任意事業				
					就労 準備	就労 訓練	家計 相談	学習 支援	その 他
235	大分県	大分県	4月	○	○	－	○	－	－
236		大分市	6月	○	○	－	○	－	－
237		中津市	6月	○	－	－	－	－	－
238		日田市	10月	○	○	○	－	－	－
239		臼杵市	4月	○	○	○	○	－	○
240		津久見市	4月	○	－	－	－	－	－
241		竹田市	7月	○	○	－	○	○	－
242		杵築市	10月	○	－	－	－	－	－
243		宇佐市	10月	○	－	－	－	－	－
244	宮崎県	宮崎県	5月	○	－	－	－	－	－
245		宮崎市	6月	○	－	－	－	－	－
246		都城市	7月	○	－	－	－	－	－
247		延岡市	10月	○	－	－	－	－	－
248		日南市	12月	○	－	－	－	－	－
249		日向市	12月	○	－	－	－	－	－
250	鹿児島県	鹿児島県	6月	○	－	－	－	－	－
251		鹿児島市	10月	○	－	－	－	－	－
252		日置市	4月	○	○	－	－	－	○
253	沖縄県	沖縄県	4月	○	○	－	－	－	－
254		うるま市	4月	○	○	－	－	－	－
	計			254	100	38	80	50	15

計 254団体

- ・道府県 40
- ・指定都市 20
- ・中核市 24
- ・一般市、区 169
- ・町 1

生活困窮者自立支援法 施行関連経費

【平成27年度概算要求】 事項要求

- 近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっている。
- そのため、社会保障審議会における特別部会の議論を経て、全国において、生活困窮者の自立に向けた支援が確実かつ適切に実施されるよう、新たな生活困窮者自立支援制度の創設を目的に、第185回国会で「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成27年度から施行される。
- この法律に基づく新しい支援制度は、複合的な課題を抱える生活困窮者の課題を包括的な相談で把握し、生活困窮者の活動的な社会参加と就労を支援しながら、その生活向上を図り、地域の活力、つながり、信頼を強め、生活困窮者すべての社会的経済的な自立と生活向上を目指すものである。
- 現在、モデル事業を実施（平成25年度（68カ所）、平成26年度（254カ所））し、当該結果を踏まえ、要求していくものである。

生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業

【平成27年度 概算要求】 59,248千円 （平成26年度：38,945千円）

- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を実施するために配置される支援員は、生活困窮者の有する多様で複合的な課題を的確に評価・分析し、必要に応じて関係機関とも連携しながら包括的な支援を行うことが求められる。
- また、同法に基づく就労準備支援事業及び家計相談支援事業を実施するために配置される支援員は、就労準備及び家計に関する問題につき、利用者の状態に応じて適切な支援を提供することが求められる。
- こうした高い支援技術を有する支援員を全国的に確保するため、とりわけ法施行後一定期間においては、国において一貫性のある養成を図ることが必要であり、各支援員の配置にあたっては養成研修の受講を要件とすることを考えている。
- よって、全国において一定水準以上の支援技術を兼ね備えた支援員を計画的に養成するため、国で実施する研修事業の実施経費を要求している。
（自立相談支援事業、家計相談支援事業、就労準備支援事業）

※ 国の研修は、複数年で計画的に実施していく方向で検討。

参考資料
(家計相談支援事業の手引き(案)H26.9月版)

○ 家計の状況からみた家計相談支援の役割

- 不安定な雇用環境や景気等の社会情勢からの影響を受け、家計収入は減少傾向（一般労働者とパートタイム労働者を合計した給与総額は1997年の36万円/月から2013年には31.4万円/月へと減少）。個人住民税や保険料等の滞納も多く見受けられ、生活費等を確保することが困難な生活困窮者が相当数存在している。
- このため、就労支援など収入の拡大に向けた支援だけではなく、家計管理に向けた支援や、税・保険料等の減免申請等の支援など、家計相談支援の必要性は極めて高い。

○ 生活困窮者自立支援制度における家計相談支援の重要性

- 生活困窮者の多くは家計に関わる問題を抱えており、自立相談支援事業などによる対応だけでは十分に対応できない場合も多い。
- 家計相談支援事業は、相談者とともに、家計の状況や課題を明らかにし、相談者自らが家計を管理しようとする意欲を高めていくことを目指す。また、家計再生の支援を通じて、本人を取り巻く課題が明らかになることから、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援が可能となる。
- さらに、家計の収支状況を明らかにすることは、円滑な就労支援にもつながるなど、再び生活困窮状態になることを防ぐ効果も期待される。

家計相談支援事業の業務

家計相談支援事業とは、「家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する取り組み」のことを指す。

支援の視点

相談者自身が課題が見えるようになる支援

①家計の状況の「見える化」と根本的な課題の把握
(アセスメントの実施と家計表を用いた家計診断)

ともに目標を設定し、家計の再生に向けて歩き出す支援

②家計再生プランの作成と各種制度利用に向けた支援
(具体的な目標となる家計計画表やキャッシュフロー表を活用し、
具体的な支援内容を提案)

相談者が自ら家計管理を続けていくことの支援

③家計の状況のモニタリングと出納管理の支援
(目標通りに家計管理ができているかを確認し、必要な支援を実施)

具体的な支援業務

- 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
- 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
- 貸付のあっせん など

一体的・総合的かつ継続的に実施し、相談者が自ら家計を管理できるようになることを支え、早期の生活再生に向けて支援していく。

家計相談支援事業のポイント

- 相談者とともに家計の状況を理解し、「家計を管理しよう」という意欲を引き出す

家計表などを活用して相談者とともに家計の状況を「見える化」し、相談者自らが課題に気づき、「家計を管理しよう」という意欲を引き出すこと、つまり相談者が主体的に家計の再生に取り組むことの支援(エンパワメント)が重要である。

- 相談者自身が家計を管理できるようになることを支援する

家計を管理するための助言を提供したり、さまざまな支援につないだりすることで、自ら家計を管理できるようになることを支援し、再び生活困窮状態に陥ることを予防する。

- 家計に関する課題の解決に向けてさまざまな支援へつなぐ

家計相談支援機関だけで課題を解決しようとするのではなく、消費生活相談窓口、多重債務相談窓口、公的給付や減免等の行政の担当部局、弁護士や司法書士、貸付機関等、多様な社会資源と連携し、各種制度の利用に向けた支援等を行う。

- 貸付の活用を通じた重層的なセーフティネットの構築

貸付と家計相談支援を併せて実施することにより相談者の主体的な家計の再生が後押しされる。家計相談支援を行うことで、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度の機能強化や、消費生活協同組合等の民間の貸付機関の参入等にも資すると期待される。

家計相談支援事業の効果

- 家計相談支援事業により、家計表等の作成を通じて生活困窮者がいま直面している問題の全体を、相談者とともに捉えることができる。これにより、相談者自身が家計管理ができるようになり、その上で、生活困窮者自立支援制度の包括的な支援を活用することにより、その後の生活の再生や自立を促していく。
- 結果として、再び困窮状態になることの予防や、税等の滞納の解消、効果的な貸付の実施、就職活動の円滑化といった効果が期待される。

自分の家計の状況に
対する気づきと理解

家計を再生しようとする
意欲の高まり

具体的な家計の再生の方針や
支援の見通しの作成

相談者が自ら家計を管理できるようになる
家計が安定する

再び困窮状態になることの予防

- ・将来発生する費用の見通しや備えを作る
- ・困窮状態になりそうなとき、早期に相談できる

就職活動の円滑化

- ・具体的な目標収入を設定することによる
就労先の選択肢の拡大

税等の滞納の解消

- ・収支を整えることで滞納を解消
- ・減免申請等により負担を軽減

効果的な貸付の実施

- ・過剰貸付の防止
- ・家計を整え、返済可能な環境を整備

家計相談支援事業の対象者

- 家計相談支援事業の対象者は、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。その中で、特に以下の状況にある生活困窮者については効果的な役割を果たすと考えられる。

以下のような状況にある生活困窮者については、家計相談支援事業が効果的な役割を果たすと考えられる。

- 多重債務もしくは過剰債務を抱え、返済が困難になっている人
- 債務整理を法律専門家に依頼した直後や債務整理途上の人
- 収入よりも生活費が多くお金が不足がちで、借金に頼ったり、支払いを滞らせざるを得ない人
- 収入が少なかったり波があったりするが、生活保護の対象とならず、家計が厳しい状態の人
- 家族で家計について話したことがなく、それぞれが勝手にお金を使っている人
- カードに頼って生活や買い物をしていくら借金があるのか把握していない人
- 収入はあるが、家賃をはじめ、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料などの滞納を抱えていたり、税金などを延滞したりしている人
- 就労先が決まったが、収入が得られるまで時間がかかり、生活資金の貸付を予定している人
- 児童扶養手当や年金の支給など月単位の収入ではなく2～4ヵ月単位の収入があり、支出も月単位で変化があり、家計管理が難しい人

家計相談支援事業と自立相談支援事業

① 自立相談支援機関が相談を受け付け、家計相談支援が必要と判断した場合

→家計の視点でのアセスメントや支援が必要と判断された場合には、家計相談支援機関につなげる。この場合、自立相談支援機関と家計相談支援機関はアセスメント段階から連携・協働して、各々のプラン案を作成することが望まれる。

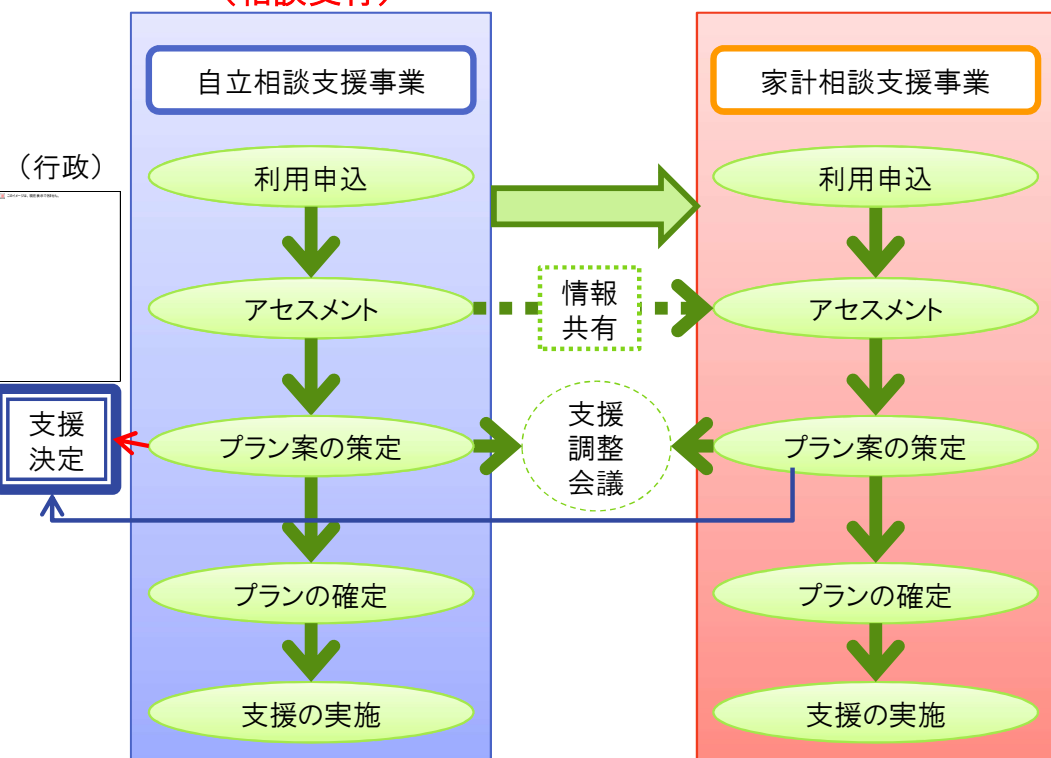
② 家計相談支援機関が直接相談を受け付け、家計管理に関する継続的な支援を要する場合

→自立相談支援機関で家計相談支援事業の利用を盛り込んだプラン案を作成する必要がある。

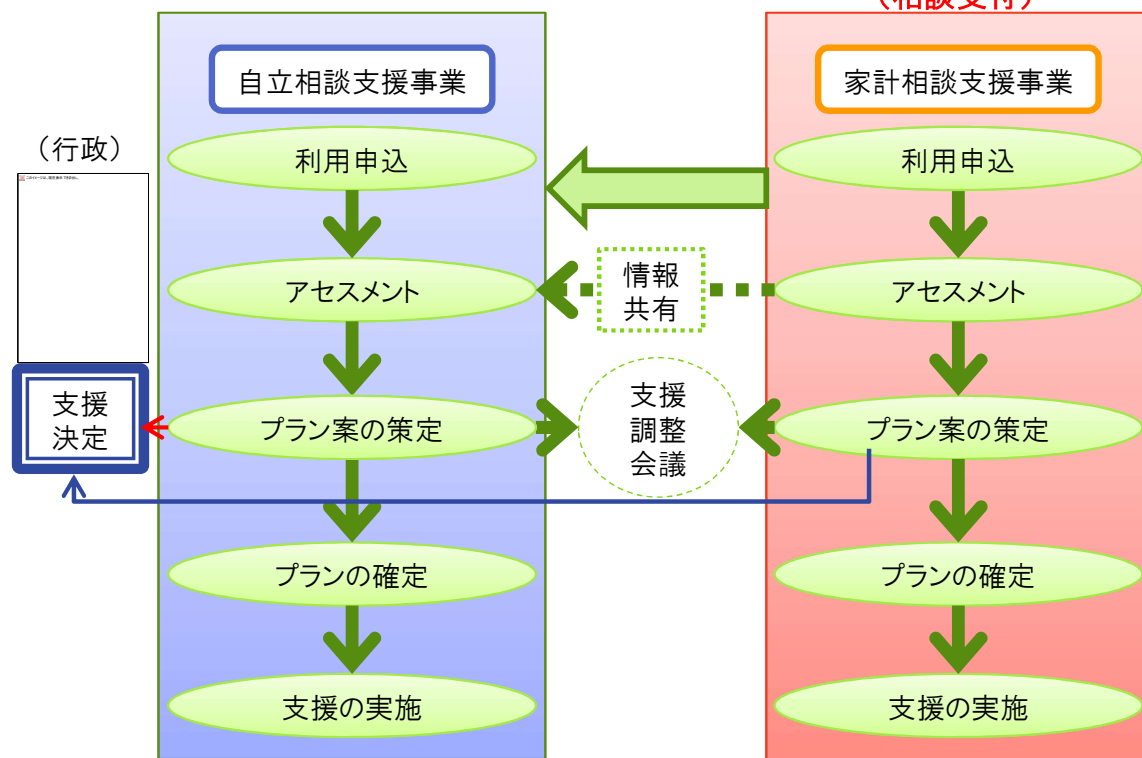
この場合、自立相談支援機関は家計相談支援機関で行ったアセスメントの状況等を確認し、家計相談支援事業以外の支援の必要性を確認する必要がある。

※減免等の利用や債務整理へのつなぎで支援が終結する場合は、自立相談支援機関のプラン案に盛り込む必要はない。

① 自立相談支援機関が相談を受け付けた場合の支援の流れ (相談受付)



② 家計相談支援機関が相談を受け付けた場合の支援の流れ (相談受付)



※ 自立相談支援機関と家計相談支援機関は、必要に応じてインテーク・アセスメントシートを共有し、情報共有に伴う相談者の負担を軽減するとともに、両機関の円滑な連携を促す必要がある。

家計相談支援機関の運営パターン

家計相談支援事業の運営主体を判断する際には、自立相談支援事業や生活困窮者等への貸付事業との関係性も考慮することが重要である。

＜自立相談支援機関と同一の機関で実施する場合＞

【特徴】

- 相談受付やアセスメントの段階から円滑に連携を図ることができ、一体的な支援が可能となる。

【留意点】

- 家計相談支援機関と自立相談支援機関は役割分担を明確にし、業務に偏り等が生じないよう、事業の運営方法を工夫することが求められる。

＜貸付機関と同一の機関で実施する場合＞

【特徴】

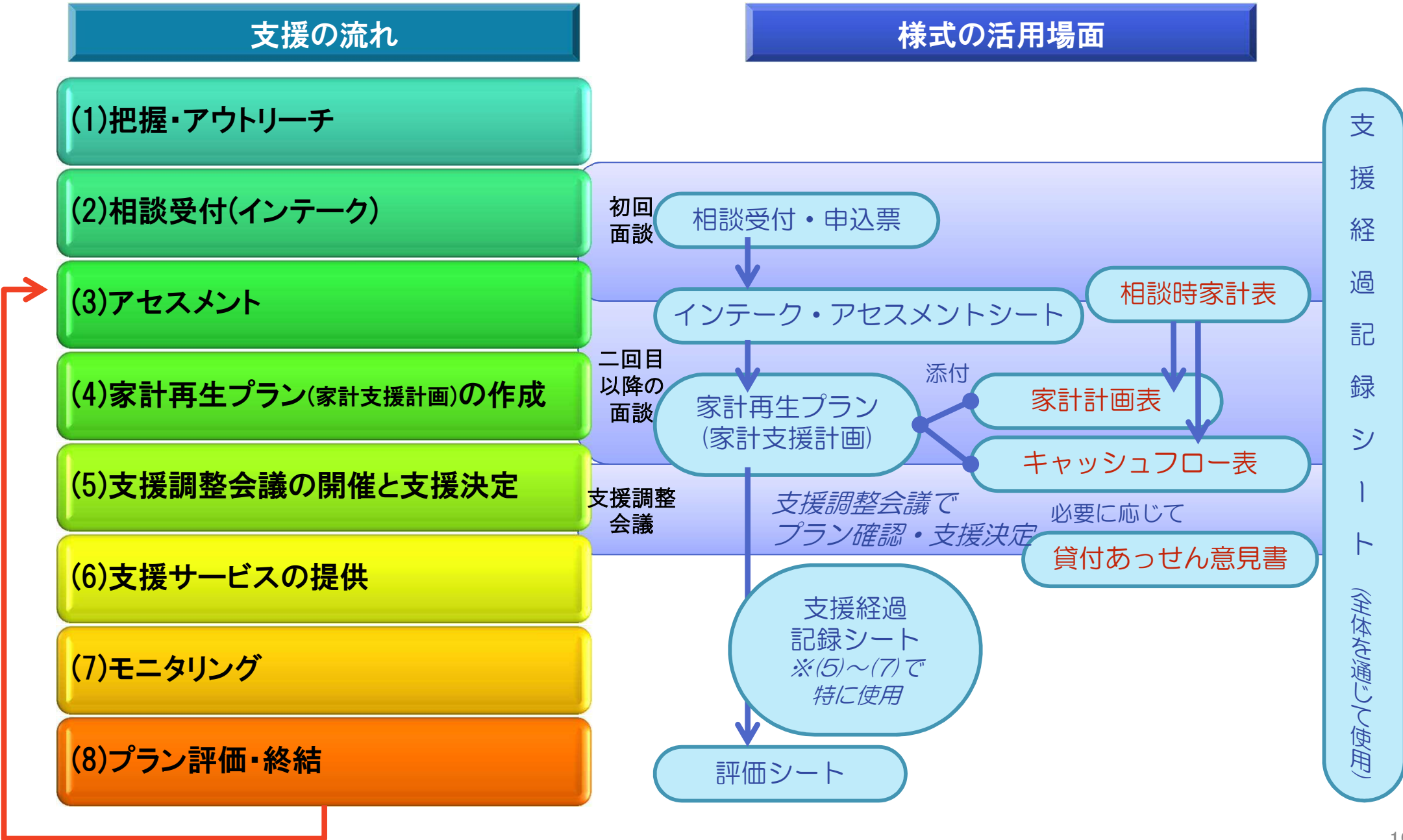
- 貸付とセットで家計相談支援事業を行うことにより、家計相談支援事業を受け入れやすくなるとともに、貸付へのあっせん手続等の迅速化が期待される。
- 貸付金の償還率の向上など、貸付事業がより円滑に機能することにもつながる。

【留意点】

- 家計相談支援員としての立場と、貸付の可否を判断する立場が混合し、利益相反を起こさないよう事業運営上の工夫が求められる。

家計相談支援事業の流れと様式の活用

※ 支援過程においては各種様式を活用し、相談者自らが家計の管理ができるように支援する。



家計相談支援事業の支援の流れ①

(1) 把握・アウトリーチ

- 自立相談支援機関との連携体制を構築するとともに、多重・過重債務の相談窓口や、貸付機関、行政等との連携を図り、早期発見のネットワークを構築していく。
- 対象者の中には、自ら家計に関する相談に行けず、問題を深刻化させてしまう者もいることから、積極的に家計管理に関する講習会や出張相談等を実施し、対象者の早期把握に向けた取り組みを行う。

(2) 相談受付・インテーク

- 本人との初回面接・電話は、今後の本人との信頼関係を形成するうえで大切な機会であり、その後の、家計再生に向けた支援を進めていく上で、重要な時期となるもの。
- 自立相談支援機関とアセスメント段階から連携・協働できるよう、相談受付・申込票は、家計相談支援機関および自立相談支援機関の利用申込みを兼ねるものとしている。

(3) アセスメント

- アセスメントとは、本人の家計状況、生活困窮に陥った背景・要因を分析したうえで、対応すべき課題を適切にとらえ、解決の方向性を見定めることである。
- 相談時家計表を活用することにより、相談者の「家計の見える化」を図り、家計に関わる課題だけでなく、生活全体の課題を把握する。

家計相談支援事業の支援の流れ②

(4) 家計再生プラン

- アセスメントの結果に基づき、家計計画表やキャッシュフロー表を作成し、家計相談の観点から解決すべき課題や、本人の目指す姿(目標)、支援の内容についてまとめる。
- 相談者の意向や相談者の強み等を踏まえて、生活の再生に向けた意欲を引き出し、課題解決に向けた思いを醸成していく。

(5) 支援調整会議と支援決定

- 自立相談支援機関は、家計相談支援事業やその他の支援の必要性を検証し、総合的・包括的なプランを作成する。
- 自立相談支援機関の作成したプラン等は、支援調整会議において協議され、行政による支援決定を経て確定される。

(6) 支援サービスの提供

- 家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付のあっせんなどの支援サービスを提供する。

家計相談支援事業の支援の流れ③

(7) モニタリング

- 支援過程においてサービスの提供状況や、設定した目標の到達状況を確認し、現状を把握する。
- 家計相談支援機関では、適切な時期にモニタリングが行われるよう、自立相談支援機関とも時期を調整することが必要である。

(8) プランの評価・終結

- 家計再生プラン策定時に定めた期間が終了する時に、設定した目標の達成度や支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題の有無等の確認を行う。
- 支援を終結した後も、相談者が家計管理を継続できるか確認する。